



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

2014年7月14日

**第10回ミャンマー法セミナー（於：東京）
（税法改正・MIC Permit 申請手続の実務）**

弁護士法人キャスト

弁護士・税理士 村尾 龍雄

弁護士 外山 香織

第一 税法改正

Q1 2014年3月の税法改正の概要はどのようなものですか。

A 2014年3月下旬、同年4月から開始する会計年度から適用するため、所得税法改正法、商業税法改正法、印紙法改正法及び連邦税法が相次いで制定されました。

まず、今回新たに制定・施行された連邦税法ですが、その内容は所得税及び商業税それぞれの税率等を中心に定めるものとなっており、所得税及び商業税の税率や控除額等を1年毎に見直すために各税法を個別に改正するのではなく、連邦税法を毎年見直すことで所得税及び商業税の税率の一括変更を可能にしようという趣旨で制定された法律といえます。

次に、所得税法及び商業税法の各改正法については、連邦税法による税率等の変更を可能にするための条文内容の置き換えが行われています。たとえば、所得税法改正法第4条は以下のような置き換えが行われ、従前命令通知書により行われていた税率等の変更を連邦税法により行うことが新たに定められました。

（所得税法 改正前）

4. 所得税を課税する

財税務省は連邦政府の同意で -

(a) 命令通知書を公布し、次の所得及び所得率を定め、改正及び補足することができる。

(1) 課税対象である総所得

(2) 各所得のための所得率

(3) 外貨所得に課税対象である所得及び各所得のため所得率

(b) 第(a)項により命令通知書を公布する際 -

(1) 初期の施行日又は課税年度を規定しなければならない。

(2) 初期の施行日、若しくは課税年度と関わる所得年度に得る課税対象である総所得が得られる全ての者に、各所得のための規定率で所得税を課税しなければならない。

（所得税改正法）



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

4. 所得税法第4条を下記に置き換える。

「(a) いずれの課税年度にも、連邦税法により下記の収入及び所得税率の規定・修正・追加等を行うことができる。

- (1) 所得税について課税すべき総収入
- (2) 各所得類型の所得税率
- (3) 外貨による収入に係る課税すべき収入及び各所得類型の所得税率

(b) 前項により規定・修正・追加等を行う場合には、その課税年度に関連する所得年度内の課税すべき総収入を取得する全ての者に対し、各収入につき所定の率で所得税を課さなければならない。」

他方、印紙法改正法については、所得税法及び商業税法と異なり、連邦税法における規定によるのではなく、印紙法改正法において金額等の改正が行われています。

Q2 商業税法改正法のポイントを教えてください。

A 課税の原則化

従前の商業税法では、附表に個別に記載された国内で製造された商品、サービス及び輸入品に対して課税をするという方式が採られていました(商業税法第4条)^{【1】}。そのため、自社の商品、サービスが商業税の課税対象品目に該当するの否かを附表に照らし合わせて確認する必要がありました。

しかし、今回の商業税改正法及び連邦税法の施行により、国内における商品の製造販売、商品の輸入、商品の売買、サービスに対して原則商業税を課すこととし、附表に非課税品目を個別列挙するという形態に変更され(商業税法改正法第5条、第7条)^{【2】}、連邦税法第11条^{【3】}、原則と例外が入れ替わりました。

¹ 商業税法

- 4 (a) 税は、一覧表記載のとおり、国内で生産された商品に対して課されるものとする。
- (b) 税は、一覧表記載のとおり、国内で実施されたサービスに対して課されるものとする。
- (c) 税は、一覧表記載のとおり、輸入品に対して課されるものとする。

² 商業税法改正法

5. 商業税法第4条を下記に置き換える。

「4. いかなる者も、下記を行うことにより、表に記述されるとおりに課税される。

- (a) 国内で商品を製造して販売すること。
- (b) 商品を輸入すること。
- (c) 商取引をすること。
- (d) サービスをすること。」

7. 商業税法第6条を、下記に置き換える。

「6. いずれの年度においても連邦税法により、

- (a) この法律の附表に記述される条件及び税率等を改正し、追加し、又は廃止することができる。
- (b) 非課税となる売上高又はサービスによる収益が規定される。」

³ 連邦税法

11. 商業税法第6条により、この法律の附表を次のとおり規定する。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

Q3 商業税の税率、非課税品目はどのようになっていますか。

A 税率及び非課税品目は連邦税法第 11 条に定められており、税率は原則として従前と同様の 5 パーセントとなっています。また、輸出については原則非課税ですが、一部の品目のみ課税の対象となります（連邦税法第 14 条）。一覧表にしますと、以下のとおりとなります（条文は全て連邦税法）。

類型	原則		例外	
		税率	課税	非課税
国内製造品の販売	課税 (第 11 条(a))	売上高の 5%	第 11 条(b)記載の 16 品目 (特別商品) 8~100%	第 11 条(c)記載の 60 品目
商品の輸入	課税 (第 11 条(a))	陸揚価格の 5%	第 11 条(b)記載の 16 品目 (特別商品) 8~100%	
サービスの提供	課税 (第 11 条(f))	対価の 5%		第 11 条(f)記載の 26 品目
輸出	非課税 (第 16 条)		第 14 条記載の 5 品目 収入の 5~50%	

連邦税法第 11 条(b)記載の特別商品は紙巻たばこ、葉たばこ等のたばこ類、各種アルコール、翡翠、ルビー等の宝石の原石・装飾品等であり、最も税率が高いのは紙巻たばこの 100 パーセント、最も低いのが天然ガスの 8 パーセントです。

また、非課税となるサービスには、家屋・駐車場賃貸、教育、職業紹介、技術・経営コンサルティング、公共輸送等が挙げられています（ただし、一定の例外が設けられているようです。Q4 参照）。

輸出で例外的に課税対象となるのは、原油（5%）、天然ガス（8%）、チーク丸太、チー

商業税法の附表

- (a) いかなる者も、下記の第(b)項及び(c)項に記載される商品以外のいずれかの商品を国内において製造し、及び販売する場合は売上高に、又は国外から輸入する場合は陸揚費に、5%の商業税を課さなければならない。(b)ないし(c) 省略
- (d) いかなる者も、この法律に税を免除する旨を規定する商品及び事業を除き、下記の事業を行なうことにより、売上高に 5%の商業税を課されるものとする。
- (1) 輸入して国内に売却すること。
 - (2) 貿易すること。(e) 省略
- (f) 下記の非課税サービス業を除き、国内で行なうその他のサービス業の収入には、5%の商業税を課する。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

ク端材、硬材丸太及び硬材端材（50%）、翡翠、ルビー等の貴石の原石（30%）及び装飾品（10%）です。

Q4 家屋・駐車場賃貸が非課税サービスとして掲載されていますが、オフィスの賃料には商業税はかからないという理解でよいのでしょうか。

A 現在賃借している物件により異なります。

連邦税法第 11 条(f)番号 1 では、「家屋賃貸サービス」が非課税サービス項目として挙げられていますが、弊所による内国歳入局（IRD）へのヒアリング結果によれば、IRD 内部においてどのようなサービスが連邦税法第 11 条(f)記載の非課税項目に該当するかのリストが存在し、第 11 条(f)番号 1 の「家屋賃貸サービス」の説明の中では「賃貸を目的として家、建物を建築し、賃貸する場合の賃料には課税する」という例外事由の定めがあるとのこと。実際に、先月中旬頃、さくらタワー等大規模賃貸物件に入居中の企業に対して、ビルのオーナーから 2014 年 4 月以降の賃料に係る商業税の支払いを求める通知が届いたとの報告もありました。

「具体的にどのような家屋賃貸サービスが非課税項目の除外事由に該当するのか」を定めたリスト又は基準は現時点では作成されていないということですが、いくつか具体例を挙げて質問したところ、以下のような回答がありました。

1. 賃貸目的ではなく、居住用として建設された建物を賃借する場合
マンションでよくあるパターンとして、貸主が 2 階建ての自分の持ち家の 2 階部分を居住用として残して 1 階部分を人に貸す場合や、1 部屋のみを学生等に貸す場合等
→ 非課税
2. 元々オーナーが賃貸目的で建築した建物（Sakura Tower のような物件） → 課税
3. 2 階建ての建物を賃借して、部屋を細かく仕切って他の人に貸す場合
（レンタル・オフィス） → 課税

上記の例を踏まえれば、賃貸する側が「業として物件の賃貸をしているか否か」が一応の判断基準となっていると言えます。入居中の物件がオフィス用ビル内の物件や外国人入居者を対象とする大規模レジデンスであれば、オーナーが不動産賃貸業者である例が多いことから賃料につき商業税を負担しなければならないこととなります。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

Q5 所得税法改正法のポイントを教えてください。

A 居住者の個人所得税の税率変更等

個人所得税の分野において、居住者について大きな変更がありました。従前は居住者の個人所得税は1パーセントから最高20パーセントの累進税率が適用されていましたが、所得税改正法及び連邦税法により、200万チャットまで免税とし、200万チャット超の所得に対して5パーセントから最大25パーセントまでの累進税率が適用されることになりました（連邦税法第22条）。

番号	相殺した後の残余所得に対する査定所得税の所得税表		課税する所得税率
	以上	未満	
	チャット	チャット	
1	1	2,000,000	0%
2	2,000,001	5,000,000	5%
3	5,000,001	10,000,000	10%
4	10,000,001	20,000,000	15%
5	20,000,001	30,000,000	20%
6	30,000,001 以上		25%

また、基礎控除額については年間所得の20%（最大1000万チャット）で変更はありません（連邦税法第33条）が、配偶者控除及び扶養控除については、前者が30万チャットから50万チャット、後者が1名につき20万チャットから30万チャットにそれぞれ変更されました（連邦税法第34条）。

なお、滞在期間が183日未満の非居住者外国人については特段の改正はなく、従前のとおり一律35パーセントが適用されます。

Q6 印紙法改正法のポイントを教えてください。

A 外貨建契約書の取り扱いの変更

外貨建契約書の印紙税については、2011年9月29日付施行の印紙法改正法により、別表1記載の額にかかわらず「外貨額の1パーセント相当額」の印紙税が適用されていまし



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

た（2011年印紙法改正法第5条）⁴。しかし、今回の改正により、外貨額を契約締結日のミャンマー中央銀行の公表レートでミャンマーチャットに換算して別表1記載の税率を適用するという方式（印紙法改正法第4条）⁵に改められました。

今回改正された別表によれば、印紙税額については全体的に負担軽減が行われています。主な項目を添付資料4（印紙税比較表）として纏めましたので、詳細は添付資料4をご参照下さい。

第二 MIC Permit 申請手続の実務

Q7 私の会社では現在ミャンマー企業との合弁会社の形態でミャンマーへの投資を検討しています。ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Committee 以下「MIC」といいます。）に投資許可申請をすれば、自社で投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration 以下「DICA」といいます。）に対して会社の設立申請はしなくてもいいのでしょうか。

A 外国投資法第9条は、投資方法として①100%外国資本による投資、②ミャンマーの民間又は政府組織との合弁、③BOT(Build Operate Transfer)方式、BTO(Build Transfer and Operate)方式等の契約に基づく方法の3つが規定されています。一般的に行われるのは①又は②であり、その場合、支店、現地法人又は合弁会社が設立されることとなります。

外国投資法規則第18条は、外国投資の提案を行う場合には外国会社の設立許可申請をDICAに対して同時に提出しなければならないと定めており、同規則は投資許可を申請する主体が、MICでの手続とは別にDICAに対する会社設立手続を独自の責任で行うことが予定

⁴ The Law Amending the Myanmar Stamp Act
(The 2011 Pyidaungsu Hluttaw Law No. 2) 2nd Waxing of Thadingyut 1373 ME
(29 September, 2011)

⁵ 5. The Section 20 of the Myanmar Stamp Act shall be substituted by
“20. Where an instrument is chargeable with ad valorem duty in respect of any money expressed in any currency other than that of the Republic of the Union of Myanmar, such duty shall be payable in that foreign currency at the rate of one per centum on such amount or value instead of any proper stamp duty mentioned in schedule 1 annexed in this act.”

⁵ 4. ミャンマー印紙法に、第20条を下記のとおり代用すること。
“Sec.20.(1)Where an instrument is chargeable with ad valorem duty in respect of any money expressed in any currency other than that of the Republic of the Union of Myanmar, such duty shall be calculated on the value of such money in the currency of the Republic of the Union of Myanmar according to the current rate of exchange on the day of the date of the instrument.

(2)The Current rate of exchange mentioned in the foregoing sub-section shall be the Daily Reference Rate announced by the Central Bank of Myanmar at the day of the date of the instrument.”



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

されています。したがって、MICに対して投資許可申請書類一式を提出すれば事足りるのではなく、DICAでの会社設立手続についても平行して行う必要があります。

なお、外国投資法規則第18条ではMICとDICAへの「同時」提出が規定されています【6】が、会社の「一時登録証明書」がMICに対する投資許可申請の際の必要書類とされているため、実際にはDICAへの会社設立申請をまず行い、「一時登録証明書」が発行された後でなければMICへの投資許可申請手続は行うことができない仕組みになっています（申請書類の詳細はQ9をご参照下さい）。

Q8 MICの投資許可申請はどのような流れで審査が行われるのでしょうか。審査手続の概要を教えてください。また、申請書類を提出してから投資許可が取得できるまで、どれ位の時間がかかるのでしょうか。

A MICでの投資許可申請の流れは、以下のとおりとなっています。

(1) MICへの申請書類の提出（ネピドー又はヤンゴンのMIC事務局）

(2) 申請書類の受理

（申請書類の提出から15日以内に受理、不受理を決定（外国投資法第20条(a)）

(3) MIC提案査定チーム（Proposal Assessment Team）による審査

- ・提案査定チームは週1回会議を開催し、提案を受理した順番に審査を行い、委員会に回付する（外国投資法規則第40条）
- ・提案の審査のための会議は通常複数回行われる。申請者は少なくとも1回はネピドーで行われる提案査定チームの会議への出席を求められ（外国投資法規則第41条）、査定チームのメンバーに対して投資提案の内容を説明し、質問等に対応することが必要となる。

(4) MICによる関連管区・州の政府、省庁への意見照会

- ・MICの提案査定チームが投資提案について許可相当と判断した場合、投資提案の内容、投資対象地域に応じて、関係する管区・州の政府、省庁に対してMICから提案内容に関する意見を求め、意見を求められた省庁等はMICから照会を受けた日から7日以内に回答する（外国投資法規則第42～45条）
- ・関係省庁については、2013年1月31日付命令通知書番号1/2013記載のビジネスリストを参照のこと【7】。

(5) MICによる投資許可の承認・発行（外国投資法規則第48条）

⁶ 外国投資法規則

18. 外国投資のための申込を提案する場合、外国会社の設立許可又は登録許可を現行法に基づく投資及び会社管理局に同時に提出しなければならない。

⁷ CAST MyanmarのHPからダウンロード可能です。

<http://www.cast-group.biz/myanmar/law/foreigninvestlawguideline2.pdf>



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

外国投資法では、投資提案の受理（上記(2)）から90日以内に、MICが投資提案の許可又は拒否を決定しなければならない旨が定められており（同法第20条(b)）、MIC担当者へのヒアリング結果によれば、概ね当該期間内に回答が行われているようです。

Q9 投資許可を申請する際には、どのような書類の提出が求められるのでしょうか。

A (1) MICの申請書類リスト

MICで用いられている申請書類のリストによれば、現在申請の際に提出を求められる書類は以下のとおりです。

① 提案書 Form 1 (MIC所定の書式)

② 会社登録証明書 (写し)

③ 申請者 (会社の場合は代表者) の身分証明書 (写し)

ミャンマーとの合弁事業の場合、ミャンマー人についてNational Identification Card、外国人についてはパスポート、それぞれの写しの提出が求められる。

④ 申請者の銀行口座の残高証明書及び事業計画 (収支予測)

投資提案について、事業開始から5年後及び10年後の損益予測の提出が求められる。

⑤ 合弁契約書 (草案)

・投資提案が政府と関連する事業である場合、連邦法務長官室 (the Union Attorney General's Office) の推薦状が必要

⑥ 会社の基本定款及び通常定款 (Memorandum of Association and Articles of Association of the Company)

⑦-1 民間を貸主とする土地利用権の賃貸借が予定されている場合

・所在地の地図付の土地利用権保有の証明書 (Certificate of Land Ownership with land location map)

・土地賃貸借契約書 (ドラフト)

⑦-2 政府機関による直接の利用権付与が予定されている場合

・土地賃貸借契約書 (ドラフト)

・連邦法務長官室 (the Union Attorney General's Office) の推薦状

⑧ 従業員の雇用計画書 (ミャンマー人/外国人の数、賃金)

⑨ 従業員の社会保障・福祉計画書

⑩ 環境影響評価書 (事業内容により異なる)

⑪ 雇用、経済効果等創出の計画書

MICへの投資許可申請と同時期に合弁会社等の設立手続を行う場合、投資許可申請の段



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

階では会社登録証明書を取得することができません。そのため、DICAでの会社名の認証手続が終了した（所要時間：2日程度）後、DICAに対して一時会社登録証明書の発行を申請し、会社登録証明書（上記②）に代えて一時会社登録証明書を提出することになります（一時会社登録証明書は、発行申請から5日程度で発行されます）。

投資提案に関連して民間からの土地利用権の賃貸借が行われる場合（上記⑦-1）には、「所在地の地図付の土地利用権保有の証明書」の提出を求められますが、具体的には、土地の所在地により市開発委員会の土地管理局（ヤンゴン、マンダレー、ネピドー各市）又は土地記録局（上記都市圏以外の土地）が発行する様式105（土地面積証明書）及び様式106（土地権利者履歴証明書）がこれに当たります。

(2) その他申請時に提出が必要な書類

MICの所定の書式には書式1～13があります⁸。その多くは事業開始日の報告書、株式譲渡の許可書等後日の提出が予定されているものですが、以下の書類についてはMICの申請書類リストには掲載されていないものの申請時に提出が必要な書類と言えます。

書式10：外国投資法27条に基づく減免税の許可申請書

書式12：投資事業のための土地賃借の許可申請書

Q10 申請書類の準備や審査手続について何か気をつけるべき事項はありますか。

A (1) ミャンマー企業向けのチェック事項一覧表

外国投資法規則第47条では、投資提案の審査項目について以下のとおり規定しており、投資許可申請者の財政的基盤、事業の経済合理性、環境保護への配慮、ミャンマーに対する経済的効果等が審査のポイントとされています【9】。

⁸ 書式1～13についてはCAST MyanmarのHPでダウンロード可能です。ただし、実際に申請を行う際には最新の書式がないかご確認下さい。

<http://www.cast-group.biz/myanmar/law/ref09.pdf>

⁹ 外国投資法規則 第7章 提案内容の精査

47. 委員会は、投資提案を次のように精査しなければならない。

(a) 提案は、外国投資法第4条の規則に一致するか否かを精査しなければならない。

(b) 財務的信用性を次の点を要求して精査する。

(1) 銀行預金残高証明書

(2) 会社の貸借対照表

(3) 会社の事業状況報告書

(c) ビジネスが経済的に採算が合うかを次のように精査する。

(1) 毎年取得可能な純利益



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等を行うことをお断り致します。

MIC担当者へのヒアリングによれば、ミャンマー企業による投資提案についてはMIC内部での申請書類のチェック事項一覧表が存在し、当該一覧表に基づいて審査に必要な書類が揃っているかどうかをチェックしているそうです。外国投資法に基づく投資提案のチェック事項も同様の事項が問題になると考えられるため、参考までにチェック事項のポイントを挙げられます。

ーミャンマー企業による投資提案に係る申請書類リストー

【事業計画に関連する事項】

- ・ (機械、事業用機械の導入が予定されている場合) 国内で購入する機械、外国から輸入する機械のリスト
 - *機械を輸入する場合、当該機械が新品であることの証明書の提出が必要
- ・ 原材料のリスト及び国内での仕入れ、外国からの輸入の別
- ・ 毎年の販売目標、製品の販売過程
- ・ 製品の輸出・国内販売の割合
- ・ 損益計算書、キャッシュ・フロー計算書

【残高証明書に関連する事項】

- ・ ミャンマー国内での購入費用を除外した投資金額に相当する残高証明書
- ・ 特に外貨による投資が予定されている場合には、ミャンマーの政府系銀行であるミャンマー外国貿易銀行 (MFTB) 又はミャンマー投資商業銀行 (MICB) の残高証明書が必要

【事業所に関連する事項】

- ・ 防災対策の内容

-
- (2) 毎年取得可能な外貨及び支払可能な外貨
 - (3) 資本利得期間
 - (4) 新雇用機会が発生する状況
 - (5) 民間収入の増加傾向状況
 - (6) 外国及び国内との市場状況
 - (7) 国内消費の必要状況
 - (d) 産業技術と一致するか否かを専門家により精査する。
 - (e) 環境保護及び保持の計画を環境保護管理局の意見を受けて精査する。
 - (f) 連邦及び市民に対して責任感があり利益になる投資か否かを精査する。
 - (g) 提案は現行の法律に一致するか否かを精査する。



本書の著作権はキャストグループに帰属し、当グループの事前の書面による許諾なく、転載等をお断り致します。

- ・ 排水処理対策及び設備の状態

(2) 環境影響評価書について

環境影響評価書は事業内容に応じて提出を求められますが、環境影響評価書の提出の要否はMICが決定することになります。近時は開発が急激に進んでいる影響でミャンマー国内でも環境問題への関心が高まり、求められる評価書の内容に違いはあるものの、ほとんどの投資提案で環境影響評価書の提出が求められているという情報もあります（MICの環境影響評価の担当部署の説明によれば、縫製業については比較的簡易な評価書で足りるが、大型住宅、ホテル開発、橋梁、港湾等のインフラ建設等環境への影響が大きいと思われる事業の場合には詳細なものが必要とのことです）。

他方、同担当部署によれば、環境への影響調査サービスを提供できると認定されている業者が現在ミャンマー全体で12社しかいないため、環境影響評価書の提出が求められる場合には申請書類の準備にも時間を要することになりますので、注意が必要です【10】。

(3) 投資対象となる土地が農地である場合の対応

事業運営のため土地利用権の賃借を予定している土地の地目が農地である場合、まず農地を耕作以外の目的（たとえば、住宅の建築用地とする等）で利用することの許可を得る必要があります（耕地法第30条。一般的には許可申請から実際に許可が下りるまで3ヶ月程かかるとのことです）。MIC担当者の説明によれば、たとえ許可申請手続中であってもMICの投資許可の申請書類は受理しない取り扱いをしているとのことですので、土地利用権の賃借を検討する際には、賃貸人が土地利用権の保有者であることの検証と共に土地の地目を確認し、農地であれば然るべき許可を取得するよう賃貸人に求めることが肝要です。

(4) 関係省庁等への意見照会

関係省庁への意見照会のタイミングについては、MICの担当者の間でも、申請前に行うよう指導する者、申請後にMICから行くと説明する者と担当者により意見が異なるようです。しかし、意見を求められた省庁等はMICから照会を受けた日から7日以内に回答することが法律上求められており（外国投資法規則第43条）、関連省庁に十分な検討時間が認められていないことを踏まえると、確実に投資許可を取得するためには関連省庁への事前の意見照会と協議が不可欠と言えます。

以上

10 弊キャストミャンマーでは、環境影響評価サービスを行うことのできる業者名及び連絡先のリストをMICの担当部局より入手しておりますので、個別にご連絡を頂ければご提供致します。